

## 放射線科の新専門医制度についての覚書

社団法人日本医学放射線学会 理事長 大友 邦

日本放射線腫瘍学会会長 晴山雅人

日本医学放射線学会(以下 JRS)と日本放射線腫瘍学会(以下 JASTRO)は放射線科の新専門医制度について、以下の覚書をかわす。

- ① 現行の JRS 認定医制度（1 次試験）を日本専門医制評価・認定機構が提唱する“基本領域専門医”に相当する「放射線科専門医」制度に改め、その上に“subspeciality の専門医”として「放射線診断専門医」制度と「放射線治療専門医」制度を置く。
- ② 「放射線科専門医」の受験資格は、初期臨床研修終了後、放射線医学全分野の 3 年間の研修をしたものに与える。
- ③ 「放射線診断専門医」と「放射線治療専門医」の受験資格は、「放射線科専門医」取得後、2 年間の専門研修をしたものに与える。
- ④ 「放射線科専門医」と「放射線診断専門医」に関しては JRS が試験を実施し、認定する。
- ⑤ 「放射線治療専門医」に関しては JASTRO が試験実施を含めて実質的に運営し、JASTRO と JRS が共同認定する。
- ⑥ 「放射線診断専門医」と「放射線治療専門医」の整合性をとるため、両学会共同の委員会を設ける。
- ⑦ 「放射線科専門医」にも更新制度を設ける。ただし、「放射線診断専門医」、「放射線治療専門医」に指導医、管理責任者となるなどのインセンティブを与える。なお「放射線診断専門医」、「放射線治療専門医」の更新により「放射線科専門医」は自動的に更新される。
- ⑧ 「放射線診断専門医」資格と「放射線治療専門医」資格を同時に有することはできない。
- ⑨ 新制度の実施は平成 21 年度「放射線科専門医」研修開始者からとする。
- ⑩ 旧制度終了は平成 24 年度となるが、3 年程度の移行期間を設ける。
- ⑪ その他の問題点に関しては、両学会が誠意をもって対応する。

## 付記

- ・ JRS 及び JASTRO は、放射線治療専門医に関するアドホック委員会の「日本医学放射線学会認定放射線科治療専門医（案）、日本放射線腫瘍学会認定医の統合に関する覚書（平成 19 年 6 月 11 日）の内容を尊重する。